

会則

昭和61年 9月 1日 制定	昭和63年 3月26日 一部改正	平成 元年 2月21日 一部改正
平成 元年 3月26日 一部改正	平成 3年 3月31日 一部改正	平成 4年 4月26日 一部改正
平成 5年 4月 4日 一部改正	平成11年 3月22日 一部改正	平成13年 9月23日 一部改正
平成14年 3月17日 一部改正	平成16年 3月20日 一部改正	平成22年 3月20日 一部改正
平成23年 3月19日 一部改正	平成25年 1月26日 一部改正	平成29年 1月28日 一部改正
平成31年 1月26日 一部改正		

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、公益財団法人 日本少年野球連盟三重県支部津少年硬式野球協会（愛称「津ボーイズ」）（以下、本会という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、ボランティア活動により、硬式野球を愛好する少年に、正しい野球のあり方を指導し、野球を通じて心身の練磨とスポーツマンシップの理解に努め、規則を重んずる明朗な社会人としての基礎を養成し、次世代を担う少年の健全育成をはかることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 連盟及び支部の主権する公式試合に参加する。
- (2) 少年に適した正しい野球の指導を行う。
- (3) その他、目的達成に必要と認められる活動を行う。

(義務)

第4条 本会の活動に携わるものは、ボランティア精神に則り、第2条の目的を達成するよう最善の努力をする義務を負う。

第2章 会則

(入会資格)

第5条 本会の入会資格は、小学生及び中学生に限る。但し、保護者が本会目的を理解したうえで了解のもと、小学生未満の選手を受け入れる事はこの限りでない。

第6条 本会の入会については、基本毎月第1練習日とする。

第3章 役員

第7条 本会には、次の役員をおく。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 名誉会長及び会長、顧問 | 第10条の規定による |
| (2) 総代表 | 1名 |
| (3) 総代表補佐 | 1名 |
| (4) 代表 | 2名（小学部1名、中学部1名） |

- | | | |
|------|----------|-----------------|
| (5) | 副代表 | 若干名 |
| (6) | 総監督 | 1名 |
| (7) | 監督 | 2名（小学部1名、中学部1名） |
| (8) | コーチ、審判員 | 若干名 |
| (9) | 事務局長 | 1名（総代表） |
| (10) | 事務局員 | 2名（小学部代表、中学部代表） |
| (11) | 事務局会計 | 1名 |
| (12) | 車両管理責任者 | 1名 |
| (13) | マネージャー | 2名（小学部1名、中学部1名） |
| (14) | サブマネージャー | 若干名（小学部、中学部共） |
| (15) | 幹事 | 若干名（小学部低学年） |
| (16) | 会計 | 2名（小学部1名、中学部1名） |
| (17) | 婦人部長 | 2名（小学部1名、中学部1名） |
| (18) | サブ婦人部長 | 若干名（小学部、中学部共） |
| (19) | 相談役 | 若干名 |
| (20) | OB会長 | 1名 |
| (21) | 監事 | 小学部・中学部各2名以内 |

（役員任期）

第8条 前条の役員は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。但し、再任を妨げない。

2 中学部役員については、9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

（役員職務）

第9条 前条の役員は、次の職務を行う。

- (1) 名誉会長及び会長、顧問は、総代表に対し、必要に応じ助言及び指導をする。
- (2) 総代表は、本会の責任者とし小学部、中学部の運営を掌握する。
- (3) 総代表補佐は、総代表を補佐し、総代表に事故あるときは、その職務を行う。
- (4) 代表は、総代表の指示により小学部、中学部の運営を掌握する。
- (5) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を行う。
- (6) 総監督は、会員の指導について、その職務を統括する。
- (7) 監督、コーチ、審判員は、総監督の指示により会員の指導について、その職務を行う。
- (8) 各事務局長は、登録等事務全般を統括する。また、事務局員は、事務局長の指示でその職務を行う。
- (9) 事務局会計は、チームの車両会計を運営する。
- (10) 車両管理責任者は、チーム所有車両の適正な運行管理について、その職務を行う。
- (11) マネージャーは、本会の現場活動について、その職務を行う。
- (12) サブマネージャーは、マネージャーを補佐し、マネージャーに事故あるときは、その職務を行う。
- (13) 幹事は、各学年の職務を担当する。
- (14) 会計は、本会の財務について、その職務を統括する。
- (15) 婦人部長は、婦人部を統括する。
- (16) サブ婦人部長は、婦人部長を補佐する。
- (17) 相談役は、本会の適正な運営に対し助言する。
- (18) OB会長は、本会の発展に協力する。

（名誉会長等）

第10条 本会に、名誉会長及び顧問をおくことができる。

名誉会長及び顧問は、総会において推薦し、総代表が委嘱する。

第4章 組織

第1節 組織

第11条 本会に、次の組織をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 指導委員会

第2節 総会

(設置及び構成)

第12条 本会の最高機関として、総会をおく。

- 2 総会は、会員の保護者（会員1名について1名）、会員の保護者でない役員、総監督、監督、コーチ及び審判員をもって構成する。

(招集)

第13条 総会は、総代表が招集する。

- 2 定例総会は、1月に開催する。
- 3 臨時総会は、総代表が必要と認めるとき、又は、会員の保護者の四分の一以上のものから会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったとき、総代表は、15日以内に招集しなければならない。

(総会の議事)

第14条 総会の議長は、総代表をもってあてる。

- 2 総会は、構成員の過半数以上が出席しなければ成立しないものとする。
- 3 総会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 構成員は、委任状をもって議決権の行使ができるものとする。

第15条 次の事項は、総会の議を経なければならない。

- (1) 会則及び規則の制定及び改訂
- (2) 役員を選任
- (3) 年間事業計画、予算及び会計決算報告の承認
- (4) その他、本会の運営に関する基本的事項

第3節 役員会

(設置及び構成)

第16条 本会の運営に関する重要な事項を審議するため、役員会をおく。

(招集)

第17条 役員会は、事務局長が招集する。但し、事務局長が不在の時は、事務局員が代理することができるものとする。

(役員会の議事)

第18条 役員会の議長は、事務局長をもってあてる。但し、事務局長不在の時は、事務局員が代理することができるものとする。

- 2 役員会は、総代表、小学部代表、中学部代表、小学部監督、中学部監督、保護者から選出された役員（マネージャー、婦人部長、会計、事務局会計）の三分の二以上が出席しなければ、議決は成立しないものとする。

ただし、欠席の場合は、委任状をもって議決権の行使ができ、成立するものとする。

(役員会の議決事項)

第19条 次の事項は、役員の間を経なければならない。

- (1) 年度途中における役員を選任
- (2) 新規入会者の審査、承認
- (3) 保護者会からの提案事項
- (4) 本会の運営に関するその他重要な事項

第4節 監事

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、本会の会計監査を行う。但し、車両会計は、事務局長が会計監査を行う。

第5章 指導

第1節 指導委員会

(設置及び構成)

第21条 会員に、正しい野球を指導するため、指導委員会をおく。

- 2 指導委員会は、総監督、監督、コーチ、審判員、総代表、総代表補佐、代表、副代表、マネージャー、相談役、OB会長、名誉会長及び顧問をもって構成する。

(招集)

第22条 指導委員会は、各構成員が招集できるものとする。

(職務)

第23条 指導委員会は、次の職務を行う。

- (1) 指導技術方針の作成
- (2) 総監督、監督、コーチの研修
- (3) 総監督、監督、コーチの指導業務分担の決定
- (4) 審判員の養成及び研修

第2節 総監督、監督、コーチ及び審判員

(業務)

第24条 総監督、監督、コーチ及び審判員は、常に自己研鑽に励み、指導者にふさわしい行動をとるよう努めなければならない。

第6章 車両

第25条 本会所有車両については、車両管理責任者の適切な指導のもとに安全運行に努める。

- 2 また、不測の事態が生じた場合は、役員及び役員の保護者全員でもってこれに対処する。

第7章 会計

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、1月1日から12月末日までの一年とする。

(予算)

第27条 翌年度予算(案)は、役員会で調整する。

(決算報告)

第28条 会計は、会計年度終了後に決算書を作成し、代表に証拠書類を添えて、提出しなければならない。

2 代表は、前項の書類を監事の監査に付し、総会で承認に付さなければならない。

(懲罰)

第29条 会員及び構成員が、連盟、支部規約及び本会会則に違反したとき、又は本会の名誉を著しく損なう行為が認められるとき、総会において、構成員の三分の二以上の同意により、活動停止もしくは除名をすることができる。

第30条 前条の総会への発議は、構成員の5名以上の賛同をもって議題とすることができる。

以上